

訪問介護和 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、合同会社あおいが開設する訪問介護和(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前項のほか、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護和
- (2) 所在地 栃木県小山市土塔 252-1 サンビレッジ小山 C-102

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日及び祝日。ただし、必要に応じて土・日曜日も営業する。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買物
 - ⑤その他必要な家事

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族(以下「利用者等」という。)に対して事前に文書で説明した上で、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、栃木県小山市、下野市、上三川町、真岡市、茨城県結城市、筑西市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治意に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の保険者、利用者の家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止・身体拘束に関する事項)

第 9 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講

ずるものとする。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をする。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じる。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行うものとする。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (7) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（虐待の防止のための措置に関する事項）

（衛生管理等）

第10条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業者は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるも

のとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する措置)

第12条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護に対し、栃木県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は栃木県の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び栃木県が行う調査に協力するとともに、栃木県からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間(事故及び苦情に関する記録は2年間)保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社あおいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。第9条、第10条、第11条、第12条